

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 1 号

平成 2 6 年 (2014 年) 3 月 4 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(病院局関係)

[問題点]

(1) 会計規程について

- ① 一部の支出において、地方公営企業法では支出の例外として認められていないものがある。関係法令等に基づき適切な支出事務の執行に努められたい。
- ② 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に抵触する支出がある。関係法令等に基づき適切に処理されたい。

(2) 契約規程について

- ① 業務委託や医療器具・備品購入において一部不適切な契約手続きがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

(3) 就業規程について

- ① 出勤状況整理簿が適切に整理されていない。管理監督者が職員の出勤状況の把握や健康管理を行うために適切に処理されたい。

[改善措置]

(1)－①

関係法令等に基づき適切に支出事務を行います。

(1)－②

関係法令等に基づき適切に支出事務を行います。

(2)－①

関係法令等に基づき適切に事務処理を行います。

(3)－①

出勤整理簿を適切に管理するとともに、休暇の取得日数等がわかるよう、様式を新規採用者から順次、改めます。